山口県労働委員会のあっせん員候補者

保安林予定森林(岩国市)(森林整備課)......

道路の区域の変更 (道路整備課).....

保安林予定森林(山口市)(森林整備課)......四、保安林予定森林(周南市)(森林整備課).....四

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

Щ

公告

公有水面の埋立ての免許の出願 (港湾課) ..... 換地処分の届出 (都市計画課)..... 道路の供用の開始 (道路整備課).....

山口県労働委員会の委員の任命 (労働政策課).....

土地改良区役員の届出 (農村整備課).....

00

小郡都市計画通路の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)........

小郡都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)......

宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明 (住宅課)......

道路交通法第百八条の四第一項の規定による指定講習機関の指定

 $\overline{\circ}$ 

公安委告示

П

目

平成 23 年 1月28日 (金曜日)

山口県告示第三十六号

縦覧に供する。 評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年一月二十八日から同年二月十七日ま づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基 山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の

平成二十三年一月二十八日

での間、

山口県知事

井 関 成

氏名又は名称 申請者の氏名又は名称及び住所 明和化成株式会社

(環境政策課)......

(環境政策課)...

宇部市大字小串一九八八番地の二〇

工場又は事業場の名称及び所在地

五

六 五

名 称 明和化成株式会社

所在地 宇部市大字小串ー九八八番地の二〇

Ξ 特定施設に関する事項

六六

種類、 構造及び使用時間間隔等

備考「二	==  -  -	三二一イ	種類	
ニート」			能	
及び「三	(N <sup>m</sup> /目)	( ** / 日)	カ	構
三―リ」と	"	平三成	年予工 月 事 日定手	
備考 「三三-イ」及び「三三-リ」とは、水質汚濁防止法施行令 (	"	一五平成三、	年予工 月 完成 日定成	造
防止法施行。	"	平成一页	年予使 月 開 日定始	
令 (昭和四	断続	連続	間使 用 時 隔間	使
<u>+</u>	八	I IE	時り一	用
年	時	四 時 間	の日便当	の
(公	間		間用た	方
昭和四十六年政令第百八	"	変動なし	動季 の 概的 要変	法

十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設及び廃ガス洗浄

施設をいう。

Table   Ta	種類とおおり	水が汚水	が イ	類 水素イオン濃度 化学的酸素要	他水の汚	的酸素の量	mg要 単 / 求 ℓ 〕量 の	浮遊汚	· 物 ( <sup>mg</sup> 質 染	/   *	<u></u> 量	室 状	室状態	室状態	室状態	②	空 状 態 の 値	②
The color of t		小	常っオ	最水素指数) 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	通化学	的 常 酸	/ 求 ℓ =	遊	一物 最一	大		常 最 mg	大党素	通	最(			大 <u>(</u> )
The image of the control of the	==-	į			Ö,	000 to		<del>*</del>	O I								四	j
性	== - y			$\cap$	= ( д ,	00	<u>-</u>	<del>-</del>	Ö	八〇	"		"		"		"	<i>"</i>
性	()	3備考は		衣について進	年用する。							-			-			
種類   構造及び使用時間間隔等	汚水等の	处理 施 記	設に関す	事項														
性	種類、	提 及び	が使用時	問間隔等														
性	種	類	構	造	能	m³	処	の 方	間使	時	使日	時た	概季節的	要の	年工	事月	年 月 日	月日年月日
性炭吸着処理施設   公理			製強化プラ	フスチック		_		<b>T</b> -0		続	四			U	平	 ==	平 成 三 二 一 五	
性	沽性炭吸着処理		•	倒脂ライニ		_	活	炭 吸			"		"		"			"
性		設による	0処理前	別及び処理	後の汚水	小等の汚染	状態の値	並びに汚	水等の量									
性						3,	等		-		状	態	o o	値				
世 次の着処理施設     処理前     〇・〇五     〇・〇五     〇・〇五     〇・〇五     〇・〇五     〇・〇五     一〇〇     二〇〇     二〇     二〇〇     二〇〇     二〇〇     二〇〇     二〇〇     二〇     二〇     二〇〇     二〇     二	種			素ィ	小素指数)		(mg / √	浮	〜物	企量	/油 / / / / / / / / / /	室	(mg / / * / 素		<b>燐</b> 災 mg	mg	mg / 	/
性炭吸着処理施設     処理後     " " " " " " " " " " " " " " " " " " "				平	つ も う よ		帯最	$\perp \cap$	+		大			+	常最	~~	大	
性炭吸着処理施設     処理後     " " " " " " " " " " " " " " " " " " "			処理前	- - -		_		ō	五〇	八〇	=	_		O	=		四	<u></u>
<b>処理後</b>			処理後	t			"		"	"	"	"	"		"		"	" 一 八
加理後	古生足及膏瓜里		処理 前	"			"		"	"	"	"	"		"		"	11
	7. 竹岩 明著 处 到		処理後	"				四 〇	五	四〇	"	"	"		"		"	"

 $\equiv$ 

П

五

排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 排 水 水 П П 通 水 素 イオン濃度 常 排 七 最 出  $\frac{-}{\circ}$ 水 四〇 の 通 浮 遊 — 五 常 物 最 mg /質 四〇 (mg鉱 /鉱 /推類 最 状 通 窒 態 常 0 最 mg の  $\frac{-}{\circ}$ 通 値 常 最 mg / 化 常 大 四 通 排出水の一日当たりの量(㎡) 常 最

### 山口県告示第三十七号

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基

て公衆の縦覧に供する。 十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課におい づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年一月二十八日から同年二月 当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 = 井 関 成

申請者の氏名又は名称及び住所 氏名又は名称 明和化成株式会社

住 所 宇部市大字小串一九八八番地の二〇

Щ

工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 明和化成株式会社

所在地 特定施設の種類 宇部市大字小串ー九八八番地の二〇

変更しようとする事項の内容

成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設及び廃ガス洗浄施設

水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十三号の合

兀

排出水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

平成23年1月28日

Ξ

3

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、

周南市森林整備計画で定める標準

主伐に係る伐採種は、定めない。

П

指定の目的

Щ

立木の伐採の方法

指定施業要件

水源のかん養

(定期)

報

묵

排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No.			排			
7.	k		水			
	]		П			
変更後	変更前		項目			
		通				
"	t	常量	水素イオン	排		
,,	八≀六	大	が指数)	出		
	,,,,,	通	11	щ		
"	<u>-</u>	常	化学的酸	水		
		最	へ Mg 大要	٠,٠		
"	四〇	大	/ 求量 	の		
		通	浮	0,		
"	_ 五	常	遊へ物	汚		
"	四〇	最大	mg /質 /量			
		最	mg鉱	染		
"	=	大	// // // // // // // // //	417		
		通	窒	状		
"	<u> </u>	常		能		
		最	mg /	態		
"	=	大	ノ ℓ )素			
	0	通		の		
,,	_	常常				
	_	最	人 Mg mg	値		
"	四	大	/ ( )			
		通				
六八	五〇	常	担出がの一日当	-		
		最	たり	<u>.</u> )		
八八八	七0	大	日当たりの量(m)	_		

九九の三から五九九の一二まで、

一、七五三、七五八、一八三九、字入野谷六三二から六三四まで、八一六

六○○の二から六○○の一九まで、

七四九、

七五

### 山口県告示第三十八号

から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、農林水産大臣

指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

土砂の流出の防備

指定の目的

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 \_ 井 関 成

周南市大字鹿野上字大土地三六六の一 保安林予定森林の所在場所

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

て次の図に示す部分に限る。

七五一・一八三九・字入野谷六三二から六三四まで・八一六 (以上一八筆につい

六〇〇の六から六〇〇の八まで・六〇〇の一六から六〇〇の一九まで・七四九・

周南市大字鹿野上字小渋川五九九の一〇から五九九の一二まで・六〇〇の二・

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、 伐期齢以上のものとする。 周南市森林整備計画で定める標準
- 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び周南市産業観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

市産業観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。 、「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南

周南市大字大潮字ツズラ四七八の二、字水迫一四六五の二、大字鹿野上字小渋川五 保安林予定森林の所在場所

### 山口県告示第三十九号

から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 井 関 成

### 保安林予定森林の所在場所

まで、一八二一、一八二三第一、一八二三、一八二四、字岡田平床一八一八の一、一 木向一〇九四、小郡上郷字高平一八一三第一、一八一四第一、一八一五から一八一八 八三〇、一八三一、一八三四の一、字東中村二三四八、二三四九、四一三一 ハーハの二、字王地ケ平一ハ二六、一ハ二七、一ハ二ハの一、一ハ二九、字証人平一 山口市吉田字二高蔵寺三六八、字三高蔵寺三七一、徳地三谷字桃木一〇八六、字桃

二 指定の目的 土砂の流出の防備

#### 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。 山口市吉田字二高蔵寺三六八・字三高蔵寺三七一・徳地三谷字桃木一〇八六・

ついて次の図に示す部分に限る。) 字桃木向一〇九四・小郡上郷字証人平一八三一・字東中村四一三一(以上六筆に

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 山口市森林整備計画で定める標準
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

П

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

Щ

産部森林整備課及び山口市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

#### 山口県告示第四十号

から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、農林水産大臣

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 = 井 関 成

保安林予定森林の所在場所

岩国市 (国有林。 次の図に示す部分に限る。

指定の目的

土砂の崩壊の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

2 主伐として伐採をすることができる立木は、 主伐は、択伐による。

岩国市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

### 山口県告示第四十一号

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十三年一月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 井

関 成

道路の種類

道路の区域 名 下関長門線

ででいる。これでは、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切	から	区間川新別
最に、一大・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八	最な一二・四	別 (メートル) 敷地の幅員
五 0・0	五一八・五	(メートル)延 長
完了による。		備考

道路の種類

路

線

名

供

用

開

始

の

X

間

供用開始の期日

下関長門線 県 道

同市俵山字田中二四二三の二地先まで長門市俵山字後山三八二四の九地先から

道路の区域 路 線 名

光井島田線

ま同先光で市か市上ら大皇	ま同先光及で同先光 で市か市び 市か市 上ら大 上ら 島 字 島 田	X
田一丁目一	3田一丁目一云8田字鬼垰一8田字鬼垰	
五八五の六地	- 六三の - 六三の - 六三の- - 六三の- - 六三の- - 六三の- - 六三の-	間
光 地	先 地 ま 地 旧	———— 旧 新 別
最最 広狭	最 最	敷
六一 四一 ·· 五五	六 一三 四 一二 三 ・及・・及・ 五び五二び四	(メートル)地の幅員
		父延
一、〇二七・八	○ 二七 ・ 八 び 五 八 び 五	(メートル)
完了による。 記路改良工事	ダブルウェイ	備
る。事の	7 1 1	考

### 山口県告示第四十二号

路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十三年一月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課

平成二十三年一月二十八日

П

Щ

山口県知事 \_ 井 関 成

四一 九般 〇国 号道	路線名
同市美東町 美祢市美東町 禁	供
綾町  木綾  字木	用
火字 尻梅 三ケ 一坪	開
八の一五の	始
地一	Ø
ま先でから	X
	間
二十九日午後三時平成二十三年一月	供用開始の期日

### 山口県告示第四十三号

光井島 田 線 道

同市同大字字上小迫光市大字島田字鬼垰

二一六五の

一地先まで

二十九日平成二十三年一月

路

線

名

供

用

開

始

の

X

間

供用開始の期日

について、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。 都市計画事業防府駅北土地区画整理事業施行者防府市から土地区画整理事業の施行地区 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、防府

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 =

井

関

成

### 山口県告示第四十四号

換地処分の内容

平成二十二年十二月二十日

換地処分の年月日

平成二十二年十二月八日認可された換地計画のとおり

り公有水面の埋立ての免許の出願があった。 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定に基づき、次のとお

市農林水産部水産課において公衆の縦覧に供する。 八日から同年二月十七日までの間、山口県土木建築部港湾課、 同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十三年一月二十 萩土木建築事務所及び萩

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 =井 関 成

#### 埋立区域

1 位 置 第一工区

二十九日平成二十三年一月

萩市大島字川ノ上四〇九の一八地先公有水面

2 第二工区

萩市大島字川ノ上四〇九の一八に沿接する堤から同字三八五の三に至る土地の

第三工区

地先公有水面

萩市大島字東川地五の五から同字一〇五の一に至る土地の地先公有水面

成七年十一月十七日付け指令港湾第五三三号でしゅん功認可された埋立地と公有 う。) における公有水面とB防波堤との境界線及び1の地点と10の地点を結ぶ平 成二十二年秋分の満潮位(D.L.+〇・八三メートル) (以下「満潮位」とい 水面との境界線 ( D. L. 次の1の地点から9の地点までを順次結んだ線、9の地点と10の地点を結ぶ平 +〇・九八メートル)に囲まれた区域

線に囲まれた区域 境界線及び11の地点と14の地点を結ぶ満潮位における公有水面と日護岸との境界 との境界線、3の地点と4の地点を結ぶ満潮位における公有水面と0防波堤との 十一月二十九日付け指令港湾第一四七号でしゅん功認可された埋立地と公有水面 次の11の地点と12の地点を結んだ線、12の地点と13の地点を結ぶ昭和四十九年

昭和四十九年十一月二十九日付け指令港湾第四八四号でしゅん功認可された埋立 地と公有水面との境界線に囲まれた区域 ける公有水面と陸地との境界線、18の地点と19の地点を結ぶ昭和四十九年十一月 しゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線及び15の地点と21の地点を結ぶ の地点と21の地点を結ぶ昭和四十九年十一月二十九日付け指令港湾第一四二号で 境界線 ( D. 二十九日付け指令港湾第四八四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境 三月十一日付け指令港湾第八六一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との 次の15の地点と16の地点を結んだ線、16の地点と17の地点を結ぶ昭和六十一年 19の地点と20の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、20  $L. + - \cdot \bigcirc \bigcirc$ メートル)、17の地点と18の地点を結ぶ満潮位にお

Щ

1の地点 大島 (護岸東端部に設置した基準点 (北緯三四度二九分二三・八二四 秒東経一三一度二四分三〇・八五六秒) (以下「基準点」という。 六八度一四分〇三秒三六八・二四メートルの地点 。 か

5の地点 4の地点 3の地点 3の地点から二五七度○五分五九秒一・二○メートルの地点 4の地点から三四七度○五分五九秒一四・六○メートルの地点 2の地点から一六七度○五分五九秒二・六○メートルの地点 1の地点から二五七度○五分五九秒二八・八○メートルの地点

> 20の地点 19の地点 18の地点 17の地点 16の地点 15の地点 14の地点 13の地点 12の地点 11の地点 10の地点 8の地点 21の地点 9の地点 8の地点から三四七度○五分五九秒一○・○○メートルの地点 6の地点から一六七度○五分五九秒二・六○メートルの地点 20の地点から五七度三四分三八秒三四・八五メートルの地点 19の地点から三一三度五〇分一一秒一四・〇二メートルの地点 18の地点から三三八度〇二分〇二秒一一・〇三メートルの地点 17の地点から一六度〇三分〇七秒八・九八メートルの地点 16の地点から二六度五三分一九秒一八・二〇メートルの地点 15の地点から二二九度一〇分一八秒六一・一四メートルの地点 基準点から二九度○九分○一秒一三九・五八メートルの地点 13の地点から一三五度三三分四八秒四五・〇三メートルの地点 基準点から六五度二九分三七秒三九九・四九メートルの地点 9の地点から七七度○五分五九秒一○○・○○メートルの地点 7の地点から二五七度○五分五九秒二・八○メートルの地点 5の地点から二五七度○五分五九秒六七・二○メートルの地点 12の地点から七〇度〇九分五〇秒一五・五一メートルの地点 11の地点から三四七度二五分三六秒三七・三八メートルの地点

面積

1

第一工区

一、一一〇・四〇平方メートル

2 第二工区

一、一二〇・七八平方メートル

3 第三工区

一、二二七・八三平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

位 置

1 第一工区

萩市大島字川ノ上四〇九の一八及び同地に沿接する堤地内並びに同地先公有水

面

2

第二工区

七に沿接する堤並びに同字四〇九の一八に沿接する堤地内並びに同字四〇九の一 八に沿接する堤から同字三八五の三に至る土地の地先公有水面 萩市大島字川ノ上三八五の三、三八五の四及び四〇九の一八、 同字四〇九の一

萩市大島字東川地五の二、五の四、 五の五、 一○四の二から一○四の四まで及 3

第三工区

び一〇五の一、同市大島字沖手一一二の一並びに同市大島字東川地五の四から同 手一一二の一に至る土地の地先公有水面 字五の二までに沿接する堤地内並びに同市大島字東川地五の四から同市大島字沖

#### $(\Box)$ 区域

묵

第一工区

第二工区

だ線に囲まれた区域 次の①の地点から④の地点までを順次結んだ線及び①の地点と④の地点を結ん

#### 第三工区

だ線に囲まれた区域 次の⑤の地点から⑫の地点までを順次結んだ線及び⑤の地点と⑫の地点を結ん

だ線に囲まれた区域 次の⑬の地点から⑭の地点までを順次結んだ線及び⑬の地点と⑭の地点を結ん

②の地点 ①の地点 ①の地点から三四七度〇五分五九秒一二三・〇〇メートルの地点 基準点から八九度一二分○三秒二一八・七○メートルの地点

④の地点 ⑤の地点 ③の地点 基準点から六六度二四分四四秒三八〇・四八メートルの地点 ③の地点から一六七度〇七分五三秒一二二・九九メートルの地点 ②の地点から七七度〇六分一六秒一六〇・〇四メートルの地点

⑥の地点 ⑧の地点 ⑦の地点 ⑦の地点から三四七度二五分三六秒五七・七三メートルの地点 ⑥の地点から二五七度〇四分五四秒八二・五八メートルの地点 ⑤の地点から三四七度〇七分五三秒七・一一メートルの地点

⑨の地点

⑧の地点から八三度四二分三○秒一○○・二六メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点 ⑪の地点 ⑩の地点から一三四度〇六分五七秒五一・四二メートルの地点 ⑨の地点から七○度一七分○八秒一八・六一メートルの地点 ①の地点から一六六度三五分五四秒一二・三九メートルの地点

16の地点 ①の地点 個の地点 (型の地点から二六度四三分四〇秒二七·九六メートルの地点 ③の地点から三一九度一〇分一八秒五〇・〇〇メートルの地点

基準点から五一度二二分五三秒五七・二八メートルの地点

③の地点

⑪の地点 ⑥の地点から二九八度四八分〇五秒二四・二二メートルの地点 ⑤の地点から一七度三一分三六秒一五・一九メートルの地点

⑧の地点 ⑧の地点から一三八度五八分二九秒九二・五八メートルの地点 ①の地点から四七度五八分一八秒五八・七四メートルの地点

 $(\equiv)$ 

1 面積

第一工区

一九、六八一・五七平方メートル

2 第二工区

七、二六四・二四平方メートル

3 第三工区

七、〇〇七・三八平方メートル

埋立地の用途

Ξ

出願人

漁港施設用地

兀

萩市大字江向五一〇番地

萩市 野村

出願の年月日 萩市長 興兒

平成二十三年一月六日

五

# (一三) 山口県労働委員会の委員の任命

平成二十三年一月二十日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第十九条の十二第三項の規定により、

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 井 関 成

使用者委員 X 分 坂田 正木 氏 宏明 名 守 株式会社トクヤマ顧問 宇部興産海運株式会社相談役 職 名

山田 義裕 長 日新運輸工業株式会社代表取締役社 宇部鉄工業協同組合理事長

11

松浦

秀子

博之 直之 執行委員長全日本自治団体労働組合山 山口県経営者協会専務理事 口県本部

郁夫 会長日本労働組合総連合会山口県連合会

11

杉本

労働者委員

出

平成23年1月.	28日 金曜日	Щ		l	県	‡	段	(定期	])	角	頁 222	9 号
11 11 11 11	11 11 11 11 11	油谷東部土地改良区	土地改良	一就壬した没員	平 成 二 十	改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十	(一四) 土地	"	11 11	" 公益委員	"	" "
		地改良区	土地改良区の名称	文章	平成二十三年一月二十八日	良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、	四) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出	山元 7 7 浩 Ē	友	大田 明登	山近和浩	室本千代子
監 " " " " "	11 11 11 11 11	" " 理 事	監理 事事 の 別		八日	の氏名及	の氏名及					
松岡小安倉崎藤林倍田	清 日 藤 大 岡水 坂 永 村 藤	大野緒田坂方	氏			び住所の	(び住所(	Ϊ:	ΞΞ	弁護士	局労 長働	書記  リーゼンセン同盟丸久労働組合専従労働組合同盟山口県支部長
昭七 晋太正達郎太郎雪夫	信雄憲巌勲雄二男	正克治克 记郎	名			の届出が	の出			字部教授	台総連合	ン間に出る。
11 11 11 11 11	<i>II II II II II</i>	" " 長 門 市	住	!	山口県	ありまれれ条				1×	会山口	スクラック (大)
油油谷颜。	油 " " " " 谷 新	パーパー パニーの 大門市油谷久富二〇四九		į	口 県 知 事	りた。					組合総連合会山口県連合会	ゼンセン同盟丸久労働組合専従組合同盟山口県支部長
油谷気富二二八の一川谷が別名一二三五半十二三五半十二三五十二三五十二三五十二二十二十二十二十二十十二十十二十十十十十十十十十十	油谷新別名二四六 - 一〇〇の - 一〇〇の	八二九の		-	二 井	頃の規定					云	促 脫
八二三〇八九の一五 五の一	二一八四一〇〇の三一九一の一	の九		ı	関	たにより						
			所		成	土地						
山口県土木建築部都市計画課一都市計画の図書の写しの縦覧場所小郡都市計画通路一新山口駅南北自由通路一都市計画の種類及び名称	平成二十三年一月二十八日で、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供しまで、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供しま都市計画通路の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったの	山口市から都市十画法(召印四十三年去津第百号)第二(一五)小郡都市計画通路の決定に係る図書の写しの縦覧	11 1	71 II	11 11	11 11	<i>II</i> II	11 11 1.	1 11	油谷東部土地改良区		二 退任した役員
市し新名和川田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	十八日の規定	路の決定	" "	" 監	<i>" "</i>	<i>II II</i>	<i>''</i>	,, ,, ,,	<i>,</i> ,,	″ 理	監理 事事	<i>11 11</i>
課 覧 駅 場 南 所 北	に 基 ブ	単にほる	右口	事	占姑	空 流	连口!	百 十 ∓	5 <del>1</del> :	事	の 別	<b>5</b> Ju
由通路	き、第 第 当 項	ま 選 書 の	有 L 田 Z		上岡山康一	安倍工業		京大西田村村村 株本		谷緒方	氏	有山田本
	該図書の	写しの		息七郎 "	康 一雄 男 " "	正 義 男 " "		政 雄 养 美 二 良 " " "		一治實際	名	一 東 夫 。 "
山 口 県 知 事	の写しをする図書	第一縦二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	迪沙	曲油	迪 "	" 迪	迪 "	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, ,,	門市油	住	迪 迪
<del>事</del> 二	で次のと 表第 - L	帝 <b>第</b> 一	油谷蔵小田一	6年10日	合新 別 名	油谷蔵小田一七〇	油谷新別名二四六	<del>7</del>	<del>`</del> /\ .	″ ″ ハハの三長門市油谷久富二〇四九		油谷蔵小田一
井	おり縦がある。	D 見 官		曲谷新削呂--ニー油谷久富二二八の-	油谷新別名 二七九	- 00万	名二四六	デ ハ - ナ 三 四 の 三	大二 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	八八の三九		油谷蔵小田一五五八の一油谷新別名一一二
関成	当該図書の写しを次のとおり縦覧に供しま一項に規定する図書の写しの送付があったの	こ よ る 小 郡	八 の 一	_	九七	五の一	<u></u>				所	八 の 一

# (一六) 小郡都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同る同法第二十条第一項の規定による小郡都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項山口市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 二 井 関

成

都市計画の種類及び名称

小郡都市計画道路三・五・九中領新山口駅線

小郡都市計画道路八・七・一南北駅広線

山口県土木建築部都市計画課都市計画の図書の写しの縦覧場所

(一七) 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

す。 物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の規定により公告しま物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の規定により公告しま、次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建

П

きは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがあります。なお、この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないと

平成二十三年一月二十八日

Щ

山口県知事 二 井 関 成

ジングエス- イエス-	名称
トの一の金野の勝憲	↑ 代表者の
の七の七の七の七の七の七の七の七の七の七の七の七の七の七の七の七の七の七の七	事務所の所在地
第二四八三号	免許番号
平成二〇、七、	免許年月日



## 山口県公安委員会告示第二号

おり指定講習機関の指定をした。 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百八条の四第一項の規定により、次のと

平成二十三年一月二十八日

口県公安委員

会

Щ

平	· <b>成</b> 23:	年1月	月28日	金	曜日		Щ		П		ļ	県		報		(定	期)		第 222	9	클	
山近和浩	宮本千代子	鈴木 博文	杉本 郁夫	岡本博之	山元浩	中村友次郎	北本 時枝	有田謙司	大田明登				平成二	一月二十日現在の労働関係調整法		公告			株式会社トモタ		名	指
日本労働組	□□□リカ	全国繊維化	日本労働組	全日本自治	弁護士 山口県労働	弁護士 山口県労働	税理士学働	専修大学法 山口県労働	弁護士労働		ł.		平成二十三年一月二十八日	現在の山口県調整法(昭和	川川県労働委員会のあっせん員候補者				タ	-	称	定
合総連合会働委員会労働	立同盟丸久日委員会労働	全国繊維化学食品流通サービ山口県労働委員会労働者委員	合総連合会働委員会労働	四体労働組織委員会労働	<b>弁護士</b> 山口県労働委員会公益委員	弁護士 山口県労働委員会公益委員	税理士山口県労働委員会公益委員	専修大学法学部教授山口県労働委員会公益委員	弁護士 山口県労働委員会公益委員		•		十八日	《労働委員会 第二十一年法	4のあっせん				友田 裕		代表者の氏名	講
日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長山口県労働委員会労働者委員	∪Ⅰゼンセン同盟丸久労働組合専従書記山口県労働委員会労働者委員	サービス一般労働組合同盟山口県支部長者委員	日本労働組合総連合会山口県連合会会長山口県労働委員会労働者委員	全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長山口県労働委員会労働者委員	委員	委員	委員	委員	委員	歴		山口県労働委員会会長		月二十日現在の山口県労働委員会のあっせん員候補者は、次のとおりです。労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づく平成二十三年	員候補者				周南市新田二丁目六番一号		Œ	習機関
		口県支部長										大田明登		次のとおりです。 規定に基づく平成二十三年					平成二三、一、一九		指定年月日	E   E
								藤林昭久	哲	中野威	大塚健二	中坪	瀧井	山中直之	山田義裕	松浦秀子	正木 宏明	坂田守	山口県南陽自動車			特定講習
								山口県労働委員会事務局次長	山口県労働委員会事務局長	前山口県労働委員会労働者委員	前山口県労働委員会労働者委員	前山口県労働委員会公益委員	前山口県労働委員会公益委員	山口県経営者協会専務理事山口県労働委員会使用者委員	宇部鉄工業協同組合理事長山口県労働委員会使用者委員	日新運輸工業株式会社代表取締役社長山口県労働委員会使用者委員	株式会社トクヤマ顧問山口県労働委員会使用者委員	宇部興産海運株式会社相談役山口県労働委員会使用者委員	軍学校 周南市新田二丁目六番		所	の業務を行
								事務局次長	事務局長	会労働者委員	会労働者委員	会公益委員	会公益委員	(専務理事)	合理事長分使用者委員	会社代表取締役;(使用者委員	·顧問 (使用者委員	会社相談役 (使用者委員	丁目六番一号			う事務所
																<b>社</b> 長			取消処分者講習		特定請習の種別	ままり 重り

平成二十三年一月二十八日発行平成二十三年一月二十八日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁